

別紙一

協 定 書

。級国道。路線改良工事施行者 何 某(以下「甲」といふ。)とそ
の。土地区画整理事業施行者 何 某(以下「乙」といふ。)は、昭
和 年度における。級国道。路線改良工事(以下「改良工事」とい
ふ。)に必要な道路用地。土地区画整理事業(以下「土地区画整理
事業」といふ。)によって取得することについて、次のとおり協定す
る。

第一条 甲は、昭和 年度において土地区画整理法第一一九条の二
に規定する公共施設管理者の負担金(以下「負担金」といふ。)とし
て金 円(別紙公共施設管理負担金調書のとおり)を負担す
るものとする。

(第一案)

第二条 乙が、昭和 年度において施行する土地区画整理事業の実
施設計は、別紙のとおりとする。

2 乙は、前項の実施設計を変更しようとするときは、あらかじめ、
甲に協議するものとする。

3 乙は、第一項の実施設計に従い、すみやかに甲が改良工事に必要
な土地を使用することができるよう措置するものとする。

(第二案)

第二条 この昭和 年度において施行する土地区画整理事業のつ
ち、負担金に対応する部分の実施設計は、別紙のとおりとする。

2 乙は、前項の実施設計を変更しようとするときは、あらかじめ、
甲に協議するものとする。

3 乙は、第一項の実施設計に従い、すみやかに甲が改良工事に必要
な土地を使用することができるよう措置するものとする。

(第三案)

第三条 甲が負担金を支払う時期は、当該年度の負担金に対応する
土地区画整理事業が終了したときとする。

(第四案)

第三条 甲が負担金を支払う時期は、当該年度の負担金に対応する部
分の実施設計に係る土地区画整理事業が終了したときとする。

第四条 甲は、前条の規定にかかわらず、負担金に対応する土地区画
整理事業(以下「負担対象事業」といふ。)の進捗状況に応じ、

負担金の 前金払
概算払 をすることができる。

2 乙は、前項の負担金の 前金払
概算払 を受けようとするときは、あ
らかじめ、支出見込額調書を甲に提出しなければならない。

第五条 甲が当該公共施設の用に供すべき土地を換地処分の公告の
日以前に使用しようとする場合には、甲に協議するものとする。

2 甲が前項の規定により当該公共施設の用に供すべき土地の使用を
開始した後において、甲の責に基つかなし理由により、その土地の
使用を妨げられるに至ったときは、乙の責任において解決するもの
とする。ただし、天災その他不可抗力によるときは、甲に協議して
解決するものとする。

第六条 乙は、土地区画整理事業の換地処分後、第二条第三項に規定
する土地を。に帰属せしめるように必要な措置をとるものとする。

る。

第七条 この負担対象事業が完了した場合においては、実績報告書を作成し、甲に提出するものとする。この協定に係る会計年度が終了した場合もまた同様とする。

第八条 甲は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、甲乙協議して精算を行なうものとする。

第九条 この負担対象事業が完了した場合において機械器具、仮設物、備品及び材料が残存するときは、翌年度の土地区画整理事業に継続して使用することができる。

第一〇条 甲は、土地区画整理事業の施行に関し、これに対して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は進捗状況について実施調査をすることができる。

第一一条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義を生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

前記の協定の証として、本書二通を作成し当事者記名押印のつく各一通を保有する。

年 月 日

甲 何	某 (印)
乙 何	某 (印)

(注記)

(一) 第二条及び第三条を二案示してあるが、それぞれ第一案は負担金の額が、土地区画整理事業に要する費用の額の全部の場合に適用し第二案は負担金の額が土地区画整理事業に要する費用の額の一部の場合に適用する。

(二) 本文中 区 域 工事内容 とあるものは 区 域 工事内容 のいずれかを
使用する。